

平成 24 年 7 月 20 日

再下請負通知書 (変更届)

直近上位の注文者名 八重洲建設株式会社 ① 【報告下請負業者】
現場代理人名 夏川二郎 殿 住所 東京都港区芝浦北5-X-X
元請名称 八重洲建設株式会社 ③ 会社名 大山建設株式会社 代表者名 大山一郎 ④

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容 千代田商事丸の内ビル新築工事に係る型枠工事 ⑤
工期 自平成24年7月25日 至平成25年2月20日
注文者との契約日 平成24年7月22日

建設業の許可 ⑦
施工に必要な許可業種 大工 工事業
許可番号 15 第 5000 号
許可(更新)年月日 平成27年5月6日

監督員名 ⑧ 中島明
権限及び意見申出方法 ⑨ 下請負契約書第〇条記載のとおり
現場代理人名 ⑩ 中島明
主任技術者名 ⑫ 専任 大沢常男
資格内容 ⑬ その他 10年以上の実務経
安全衛生責任者名 ⑬ 中島明
安全衛生推進者名 ⑭ 谷口六郎
雇用管理責任者名 ⑮ 総務部長 鈴木 四郎
※専門技術者名 ⑯
資格内容 ⑰

※登録基幹技能者名・種類 ⑱

Table with 4 columns: 健康保険, 厚生年金, 雇用保険, 事業所整理記号等. Includes sub-table for insurance status.

- (記入要領) 1 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
2 再下請負契約がある場合は、《再下請負関係》欄(当用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類(金額記載)の写し全ての階層について提出する。
3 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに様式第1号一乙に準じて下請負業者編成表を作成の上、元請に届け出ること。
4 この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
5 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次の通り報告いたします。

会社名 ① (株)山田工務店 代表者名 ② 山田一郎
住所 東京都千代田区神田3-X ③ (TEL 03-0341-XXXX)
工事名称及び工事内容 千代田商事丸の内ビル新築工事に係る型枠工事のうち基礎型枠工事 ④
工期 自平成24年7月25日 至平成25年1月10日 契約日 ⑤ 平成24年7月15日

建設業の許可 ⑥
施工に必要な許可業種 大工 工事業
許可番号 16 第 2351 号
許可(更新)年月日 平成26年10月15日

現場代理人名 ⑦ 間島健児
権限及び意見申出方法 ⑧ 下請負契約書第〇条記載のとおり
主任技術者名 ⑨ 専任 間島健児
資格内容 建設業法「技術検定」又は10年以上の実務経験
安全衛生責任者名 ⑩ 間島健児
安全衛生推進者名 ⑪ 加藤和夫
雇用管理責任者名 ⑫ 総務部長 青木 正男
※専門技術者名 ⑬
資格内容 ⑭
担当工事内容 ⑮

Table with 4 columns: 健康保険, 厚生年金, 雇用保険, 事業所整理記号等. Includes sub-table for insurance status.

約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。
なお、この様式左側について、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

- ※ [主任技術者、専門技術者、登録基幹技能者の記入要領]
1 主任技術者の配属状況について [専任・非専任] のいずれかに○印を付すこと。
2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門者術者を兼ねることができる。) 技技複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
3 登録基幹技能者が複数いる場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。
4 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)
①経験年数による場合
1) 大学卒 [指定学科] 3年以上の実務経験
2) 高校卒 [指定学科] 5年以上の実務経験
3) その他 10年以上の実務経験
②資格等による場合
1) 建設業法「技術検定」
2) 建築士法「建築士試験」
3) 技術士法「技術士試験」
4) 電気工事士法「電気工事士試験」
5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
6) 消防法「消防設備士試験」
7) 職業能力開発促進法「技能検定」